

第 86 回国民スポーツ大会・第 31 回全国パラスポーツ大会 山梨県準備委員会専門委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、第 86 回国民スポーツ大会・第 31 回全国パラスポーツ大会山梨県準備委員会会則第 13 条第 3 項の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の種類等)

第 2 条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第 3 条 委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1 名

(2) 副委員長 若干名

2 委員長及び副委員長は、第 86 回国民スポーツ大会・第 31 回全国パラスポーツ大会山梨県準備委員会の会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会は、委員長が必要と認めた時に招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附則

この規程は、令和 5 年 11 月 20 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 10 月 24 日から施行する。

この規程は、令和 8 年 8 月 27 日から施行する。

別表（第2条関係）

種類	付託事項	委任事項
総務企画	1 総合的な方針・計画の立案に関すること。 2 会場地の選定に関すること。 3 県及び会場地市町村の業務分担・経費負担に関すること。 4 競技施設等の整備計画に関すること。 5 情報通信施設の整備計画に関すること。 6 他の専門委員会に属さない重要な事項に関すること。	1 総合的な計画の推進に関すること。 2 競技施設基準に関すること。 3 競技施設の整備計画の推進に関すること。 4 情報通信施設の整備計画の推進に関すること。 5 文化プログラムに関すること。 6 他の専門委員会に属さない事項の推進に関すること。
競技運営	1 実施競技の選定立案に関すること。 2 競技の企画運営の計画立案に関すること。 3 競技役員等の養成・編成の計画策定に関すること。 4 競技用具の整備計画立案に関すること。 5 デモンストレーションスポーツ及び公開競技の基本的事項に関すること。 6 その他競技に係る事項の計画策定に関すること。	1 競技運営に係る計画の推進に関すること。 2 競技役員等の養成・編成の推進に関すること。 3 競技用具の整備に係る事項の推進に関すること。 4 デモンストレーションスポーツ及び公開競技の推進に関すること。 5 競技記録集計処理の推進に関すること。 6 リハーサル大会の推進に関すること。 7 その他競技に係る事項の推進に関すること。
広報・県民共創	1 広報の基本的事項に関すること。 2 県民共創の基本的事項に関すること。 3 その他広報及び県民共創に係る重要な事項に関すること。	1 広報の実施に関すること。 2 県民共創の推進に関すること。 3 愛称・スローガン、マスコット等に関すること。 4 その他広報及び県民共創に係る事項に関すること。

式典	1 開・閉会式会場及び関連施設の基本的事項に関すること。 2 式典の基本的事項に関すること。 3 その他式典に関する重要な事項に関すること。	1 開・閉会式会場及び関連施設の調査、調整等に関すること。 2 式典の企画及び運営に関すること。 3 式典音楽に関すること。 4 式典演技に関すること。 5 開・閉会式等の会場の管理に関すること。 6 その他式典に係る事項に関すること。
宿泊	1 宿泊の基本的事項に関すること。 2 その他宿泊に係る重要な事項に関すること。	1 宿泊業務に関すること。 2 その他宿泊に係る事項に関すること。

※付託事項：付託された事項を調査、審議すること

※委任事項：委任された事項を決議すること